

再被害防止要綱の制定について（例規）

最終改正 令和 5. 11. 20 例規刑企第27号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて

（概要）

犯罪の被害者等（被害者又はその親族をいう。以下同じ。）が加害者（検挙した犯罪の被疑者をいい、被疑者の処分結果の種別は問わない。）により再び危害を加えられる事態を防止することが、被害者等の基本的な要望であるとともに、被害申告を容易にするなど、捜査上も不可欠であることにかんがみ、再被害を受けるおそれの大きい被害者等の保護に関し、必要な基本的事項を定めたものです。